

情報モラルに含まれる内容

情報モラル教育の内容は、大きく2つに分けられます。まずその1つは、**情報社会における正しい判断や望ましい態度を育てること**です。「心を磨く領域」といってよいでしょう。この中には、情報発信に対する責任や情報を扱う上での義務、さらには情報社会への貢献や創造的なネットワークへの参画などの領域があります。情報社会での規範意識を高めるためには心の教育が必要です。相手の立場に立って思いやりのある行動を取ることはいまでも道徳教育として行われてきましたが、ネットワークでのコミュニケーションでも相手を思いやる気持ちの大切さは同じです。また、決まりや約束を守る態度も大切です。ネットワーク社会におけるルールとして著作権の尊重や個人情報の保護などがあります。これらのルールを守る態度も育てていかなければなりません。さらに、ネット社会をよりよいものにしていくとする態度も大切です。ネットワークからの恩恵を受け取るだけでなく、積極的に情報発信をしたり、ネットワークに貢献したりする態度は、よりよいネットワークを構築する上で大切です。つまり、「心を磨く領域」は、自分を律し適切に行動できる正しい判断力と、相手を思いやる豊かな心情、さらに積極的にネットワークをよりよくしようとする公共心を育てることが求められていると言えるでしょう。

もう1つは**情報社会で安全に生活するための危険回避の方法の理解やセキュリティの知識・技術、健康への意識**があげられます。「知恵を磨く領域」といってよいでしょう。情報化が進展し生活が便利になればなるほど、危険に遭遇する機会も増大します。情報社会で安全に生活するための知識や態度を学ばせる必要があります。健康への意識は情報モラルというよりは、生活習慣の面が強いですが、ネットワークの使いすぎによる健康被害やネット依存など健全な生活への悪影響を受けないように、適切な指導が求められます。「心」と「知恵」の育成は常に表裏一体で、切り離すことができません。情報モラルの指導に当たっては、「心」も「知恵」も共に意識しながら、日常的に一体的に指導することが求められます。

モデルカリキュラムとその構成

情報モラル教育は、学校をあげて体系的に取り組まなければなりません。その柱は次の5つになります。

1. 情報社会の倫理
2. 法の理解と遵守
3. 安全への知恵
4. 情報セキュリティ
5. 公共的なネットワーク社会の構築

「情報社会の倫理」と「法の理解と遵守」の内容は、日常的なモラル指導の延長線上にあります。特に低学年では、基本的には日常モラルの指導を優先させることが次のステップのために重要です。ICTの活用が増えてくる中学年（3，4年生）から、徐々に情報社会の特性やそのなかでの情報モラルについてふれるようにしていくことになるでしょう。また、高学年や中学校・高等学校になると、心の教育としてのモラル指導は、低学年の場合と同じようにはいきません。情報社会への参画における責任や義務、態度の問題として、あるいは、自分の権利、他人の権利の尊重の問題として、自ら考えさせ理解させるように指導していく必要があります。また、社会は互いにルール・法律によって成り立っていることを知り、情報に関する法律の内容を理解した上で遵守する態度を養う方向に発展させていくことになります。

安全教育については、「安全への知恵」「情報セキュリティ」で展開されることになります。ここでは、「情報社会の危険から身を守るとともに、不適切な情報に対処できる」「安全や健康を害するような行動を抑制できる」「危険を予測し被害を予防するとともに、安全に活用する」などが具体的な目標になります。中学校・高等学校になると、「情報セキュリティに関する基礎的・基本的な知識」を身につけ、さらに、情報護身術ともいうべき「情報セキュリティの確保のために、対策・対応がとれる」ようになることも求められます。

そして、これら健全な心と社会のルールの理解、安全に活用する知恵の育成を前提として初めて、健全で公共的なネットワーク社会の構築へ積極的に参画する態度を育成することができるわけです。